

# 草津川跡地（区間 6）活用検討懇話会

日時： 平成 27 年 11 月 25 日（水）

午後 2 時から

場所： 栗東市役所 4 階 協議会室

## 第 1 回 草津川跡地（区間 6）活用検討懇話会次第

1. 開会
2. 委員の紹介について（資料 1）
3. 懇話会の概要説明について（資料 2・資料 3）
4. 会長・副会長の選出について
5. 検討事項
  - （1）これまでの草津川跡地整備の取り組み等について（資料 4）
  - （2）跡地利用に関する意見交換（資料 5）
- テーマ 本区間における望ましい広場の活用について
6. 閉会

### 【配布資料目録】

- 資料 1：「草津川跡地（区間 6）活用検討懇話会」委員名簿
- 資料 2：「草津川跡地（区間 6）活用検討懇話会」開催要領
- 資料 3：懇話会の進め方
- 資料 4：これまでの草津川跡地整備の取り組み等について
- 資料 5：跡地利用に関する資料

## ■「草津川跡地（区間6）活用検討懇話会」 委員名簿

| 氏名     | 所属等                  |
|--------|----------------------|
| 石田 建藏  | 草津市 草津学区まち・ひといきいき協議会 |
| 上田 正和  | 栗東市 治田学区地域振興協議会      |
| 奥村 金二  | 草津市 志津まちづくり協議会       |
| 川崎 雅史  | 京都大学大学院 工学研究科        |
| 小宮山 基勝 | 草津市 大路区まちづくり協議会      |
| 藤田 秀雄  | 栗東市 新屋敷自治会           |
| 山口 敬太  | 京都大学大学院 工学研究科        |
| 吉永 義則  | 栗東市 岡自治会             |

※敬称略、50音順

## ■「草津川跡地（区間 6）活用検討懇話会」 開催要領

（目的）

第 1 条 草津川跡地（区間 6）活用検討懇話会（以下「懇話会」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、草津川跡地（区間 6）の整備に向けた土地活用方法を検討するにあたり、周辺住民を含めた関係者との連絡調整の場とし、関係者間での意見交換を行うことを目的とする。

（意見を交換する事項）

第 2 条 懇話会において、意見を交換する事項は、次のとおりとする。

- （1） 草津川跡地（区間 6）の整備に伴う堤防の高さ、道路法線や交通形態のあり方に関すること。
- （2） 草津川跡地（区間 6）の広場部分の土地活用に関すること。
- （3） 草津川跡地（区間 6）の防災機能に関すること。
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、草津川跡地（区間 6）整備に必要な事項に関すること。

（懇話会の委員）

第 3 条 懇話会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1） 学識経験者
- （2） 沿線住民代表
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者

（会長および副会長）

第 4 条 懇話会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、懇話会を招集し、その進行を行う。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（関係人の出席）

第 5 条 懇話会は必要に応じて、関係者またはオブザーバーの出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

（事務局）

第 6 条 懇話会の事務局は、草津市都市計画部草津川跡地整備課および栗東市建設部都市計画課において行う。

（委任）

第 7 条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成 27 年 11 月 25 日から施行する。

## ■懇話会の進め方

### 1) 日程

第1回 平成27年11月25日（水） 場所：栗東市役所4階 協議会室

第2回 平成28年 1月25日（月） 場所：草津市役所8階 大会議室

第3回 平成28年 3月 2日（水） （予定）

※いずれも午後2時から開催予定

### 2) 開催内容

懇話会の開催内容は、下記の表のとおりとします。

|     | テーマ                         | 内容                                                                                                     |
|-----|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 懇話会の目的と基本計画の確認、および広場の活用について | 懇話会の進め方やこれまでの跡地整備に関する取り組み、対象区間の概要や周辺状況について説明し、検討条件の共有を図った上で意見交換を行う。<br>・対象区間における広場の活用について<br>・防災道路について |
| 第2回 | 道路計画と広場空間の活用方法について          | ・前回の意見交換の内容をもとにした道路計画や広場の状況について説明し、意見交換を行う。                                                            |
| 第3回 | 区間6の跡地利用について（総括）            | ・道路計画についての説明、総括<br>・広場利用についての説明、総括<br>・今後の事業の進め方について説明                                                 |

## ■これまでの草津川跡地整備の取り組み等について

### 1. 基本計画の目標

草津市が策定した草津川跡地利用基本計画では、歴史・文化などの固有の資源、都市構造上の立地特性などを踏まえ、環境への負荷低減と都市活力の拡大の両立を実現し、今後長きに渡り発展し続ける未来志向型の空間を形成することを計画目標としています。

なお、琵琶湖～メロン街道までの約 1.3km の区間（区間 1）は、河川区域として滋賀県の管理となるため、メロン街道～東海道新幹線までの約 5.7km を区間 2 から区間 6 に分割し基本計画を策定しています。

### 2. 整備計画の経緯

平成 23 年 5 月：基本構想

平成 24 年 10 月：基本計画

平成 25 年 9 月：優先区間における基本設計（区間 2、区間 5）

平成 26 年 3 月：国道 1 号草津川トンネル撤去によって創出される草津川跡地の空間利用検討



図 位置図

### 3. 基本計画の内容

基本計画では「人と自然 人と人がつながるガーデンミュージアムをめざして」を空間目標として設定し、草津川跡地全体をまさに架かる連続した緑空間ととらえ 6 つのコンセプトに分けて、下図のように決めました。



#### 区間1 河川環境を保全するみどりの創出

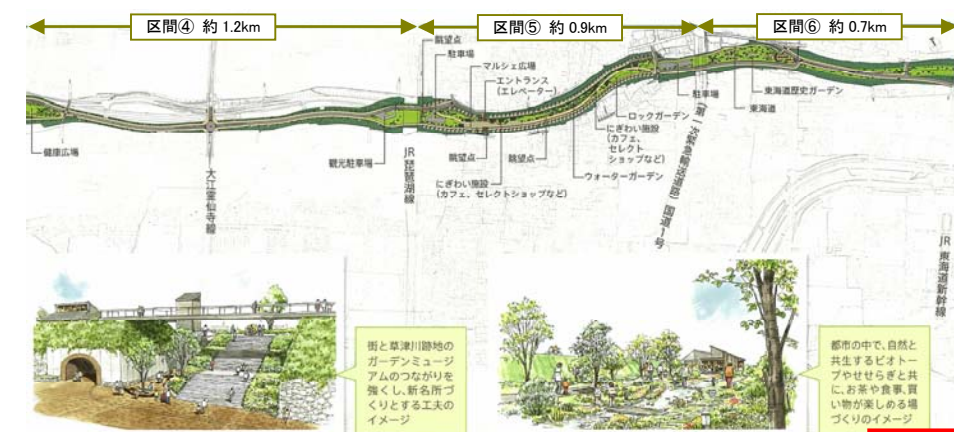
○河川整備区間として、滋賀県により琵琶湖や河川固有の自然生態系や自然環境を保全します。

#### 区間2 農と人の共生

○周辺に農地が広がる区間②では、「農と人との共生」をテーマとします。周辺環境と一体化する菜園、ふれあい牧場などの農的な空間を配置し、人と土・人と動物とのふれあいの場や、食を通じた農家と都市住民の交流の場などを整備します。

#### 区間3 森と人の交流

○農地と市街地の双方に近い区間③では、「森と人との交流」をテーマとします。都市環境に潤いをもたらす雑木林の再生を図り、身近な自然に包まれ、様々な市民活動や健康づくり・スポーツに親しめる場を整備します。



#### 区間4 環境と人の共生

○市街地内を通り、運動公園や民間開発予定地に隣接する区間④では、「環境と人の共生」をテーマとします。隣接する公園との一体整備や民間開発に際しては、人の営みと自然が調和する環境共生型の都市づくりを進めます。

#### 区間5 人と人の交流

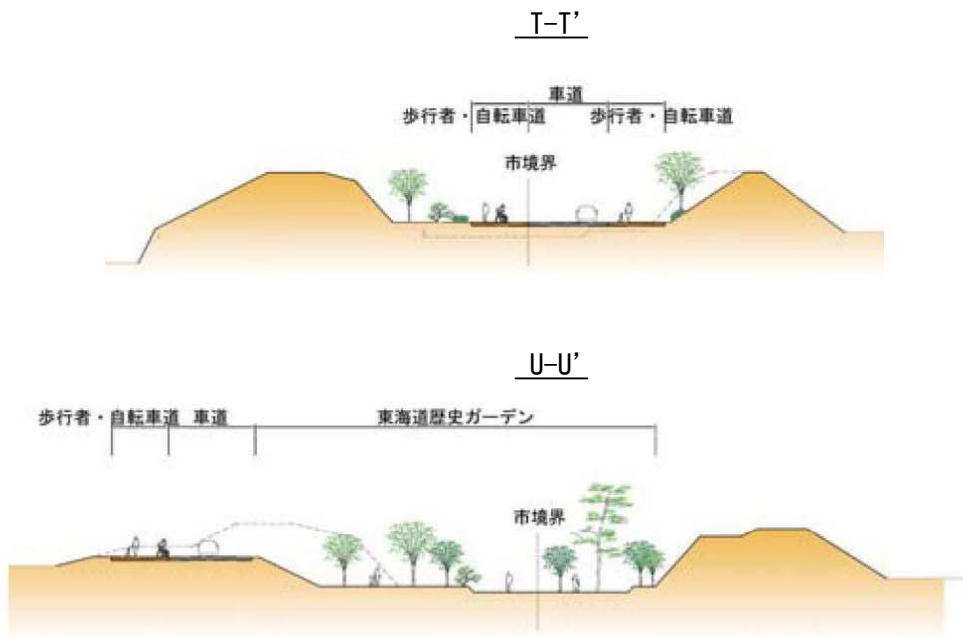
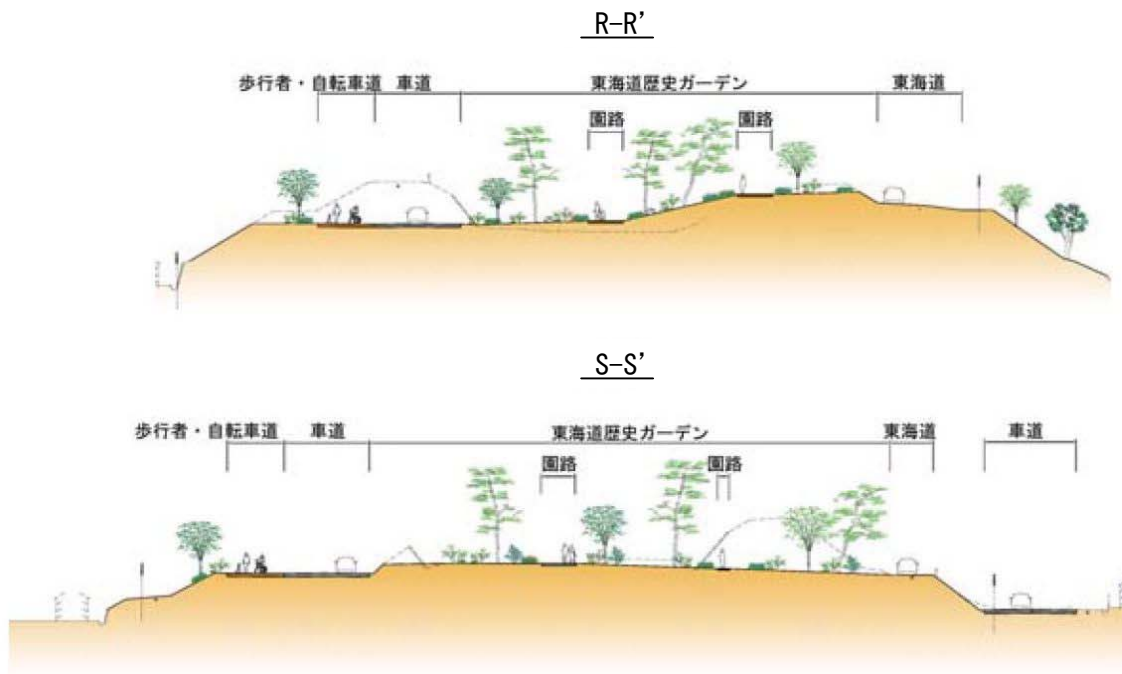
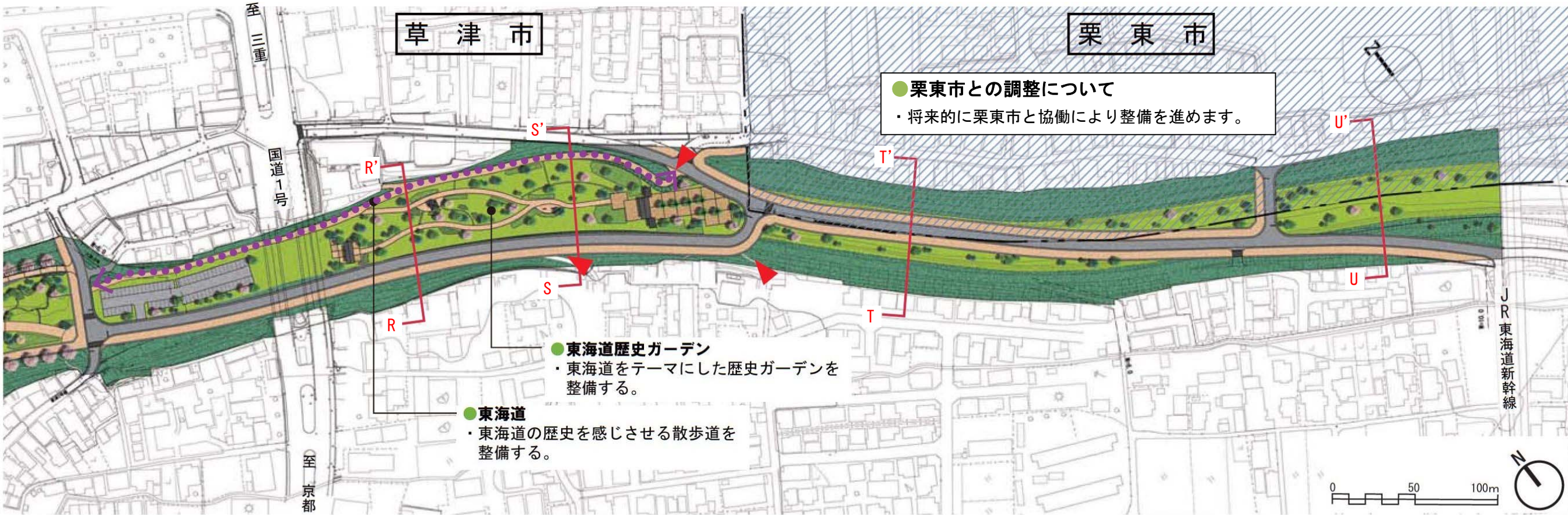
○中心市街地に位置する区間⑤では、「人と人の交流」をテーマとします。ガーデンミュージアムの拠点として各種ガーデンの合間に様々な集客施設を配置し、中心市街地や草津宿と一体となって、市内外の人々が集い・楽しめるにぎわい空間を整備します。

#### 区間6 時と人の出会い

○過去の主要動線である「東海道」と現在の主要動線である「国道 1 号」・「JR 東海道新幹線」が交わる区間⑥では、「時と人の出会い」をテーマとします。時を越えて、人が行きかう環境を活かしながら、草津の歴史と未来をつなぎやすらぎ空間を整備します。

■これまでの草津川跡地整備の取り組み等について

4. 区間 6 基本計画図



国道1号～J R東海道新幹線  
区間⑥【L=約0.7km】

凡例  
▲：堤体への進入路を示す。  
※基本的には、既存の取付部分の改修、改良を行う。

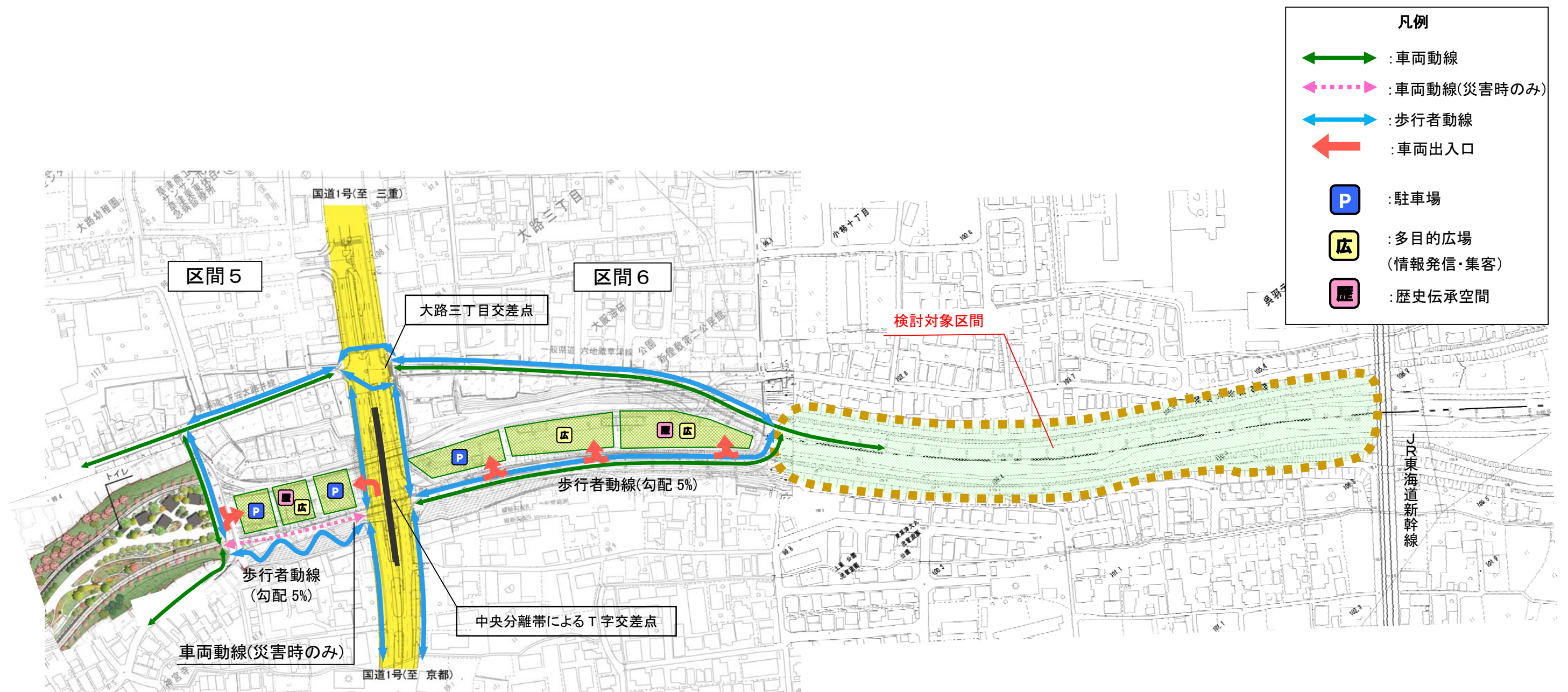
## 5. 検討対象区間下流地区（区間5、区間6）の動線・空間利用イメージ

検討対象区間の下流側は、平成25年度に開催された「国道1号草津川トンネル跡両側敷地活用懇話会」での意見を参考に、国道1号草津川トンネルが撤去されることによって創出される空間をどのように利用するかを計画しました。その動線および空間利用のゾーニングは以下のとおりです。

## 6. 検討対象区間について

検討対象区間は、草津川跡地内に草津市と栗東市の市域界が位置していることもあり、これまで両市による具体的な検討を進めておりませんでした。国道1号のトンネル撤去工事も着手され、周辺環境が変わっていくことが考えられるため、今年度から草津市と栗東市の協働で検討を進めます。

本懇話会を通して、両市の隣接地域の代表者の皆様からご意見を頂き、下流隣接区間との連続性・統一性にも配慮しながら、当該区間をどのように利用していくのか検討することを目的とします。



## ■跡地利用に関する意見交換について

☆意見交換について

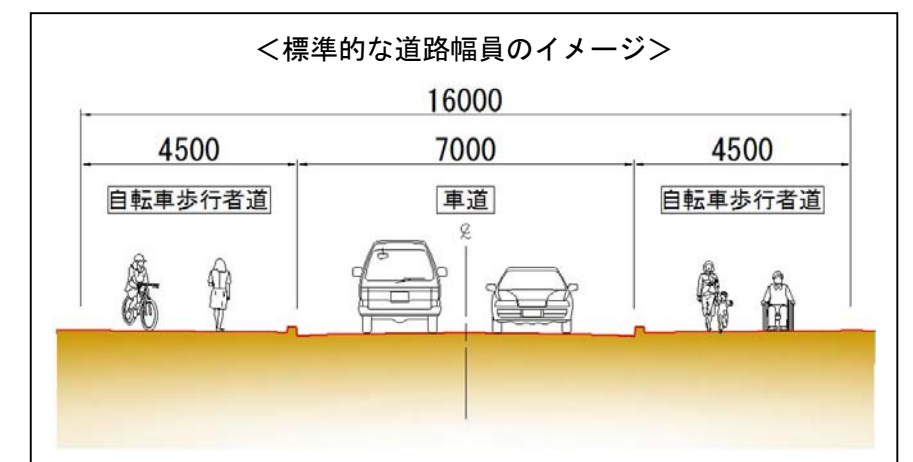
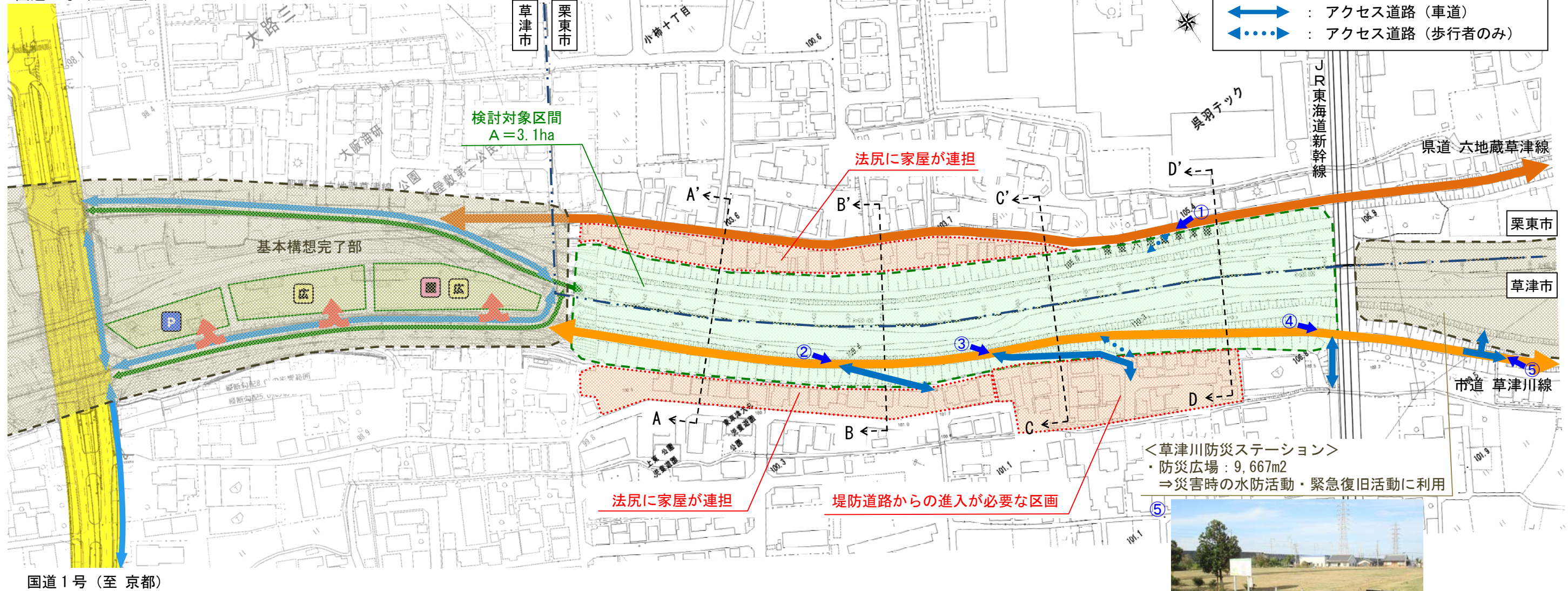
### 本区間における望ましい広場の活用について

＜整備の方向性＞

- ※方向性 1      防災道路を整備する。
- ※方向性 2      堤体のあり方について、今回の懇話会で方向付ける。
- ※方向性 3      広場の活用について、今回の懇話会で方向付ける。

## ■現地状況の整理

国道1号 (至 三重)



■現地状況の整理

